

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月9日

高知県監査委員  
元高行管第67号  
令和元年5月17日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成31年2月20日付け30高監報第14号で報告のありましたうえのことについて、強く改善を求める事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

（財務会計事務）

それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因して発生している。については、各機関において、規則やマニュアル等で定められた事務処理手順を周知徹底し、これらに準拠した事務を執行すべきである。

特に契約事務は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、管理職員等は与えられた職責と役割を再認識し、職場におけるチェック体制の一層の充実を図るなど、適正に事務を執行することを強く求める。

今回の監査結果については、強く改善を求める事項等のあった機関のみならず、全機関において共有し、同様・類似の誤りを起こさないよう全職員に注意喚起されたい。

（消防設備の維持管理）

なお、平成30年度の年間を通した着眼事項として、各所属が管理する施設について、消防設備の点検結果への対応状況を確認した。

その結果、一部の所属において、点検結果で不良とされ修繕等が必要とされたものへの対応に時間を要しているものが見られた。

県の施設における消防設備に不備があった場合、万が一の際は利用者等の安全を脅かすことにもなりかねないこと

から、予算措置が必要な場合を含め、早急に修繕等の対応を行うなど、適正な消防設備の維持管理を求める。

## 2 意見に対する措置状況

### (財務会計事務)

会計検査や相談支援等を通じて、職員の会計事務処理能力の向上を図るとともに、基礎研修や実務研修、入札研修等において、「会計事務のポイント」や「契約事務のポイント」を資料として活用し、規則やマニュアル等で定められた事務処理手順を周知徹底します。

また、各所属のチェックの要となる課長補佐、次長等に対し、収入・支出などの会計事務処理の漏れや遅延を防止するための執行管理方法、改善が求められた会計事務の再発防止策、会計書類や契約書等を確認する際の効果的なチェック方法の習得などに重点を置いた研修を実施します。

特に契約事務において管理職員等決裁ラインにおける職員には、それぞれの職責と役割の重要性を再認識するよう研修等の場を通じて徹底します。

さらに、監査結果の強く改善を求める事項等については、会計管理局だよりや各種研修等を通じて、同様の誤り等が生じないように全機関に注意喚起を行うとともに、会計事務処理上の不明点等は、会計支援担当職員や会計専門員に速やかに相談し、確認するよう全庁に周知するなど、各所属への会計支援のなお一層の強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

### (消防設備の維持管理)

監査結果を各部局に送付し、消防設備に不備がある場合は、早急に修繕等の対応を行うなど、適正な維持管理に努めるよう周知徹底をしました。

今後は、消防設備の点検結果において、不備が見つかった場合は、早急に対応するよう取り組みます。

## 第2 強く改善を求める事項の該当機関

### 1 東京事務所

#### (1) 強く改善を求める事項

ア 平成29年度の常時資金の精算について、常時資金精算書を精算時には作成せず、平成30年8月31日以降に作成し、平成29年度の決裁権者である前所長が決裁印を押印していた。(支出事務)

イ 平成30年度のパンフレット配布等委託業務の複数単価契約について、随意契約をすべきところ競争入札により契約していた。また、予定価格調書には単価についての予定価格を記載すべきところ、総額のみを記載していた。(契約事務)

#### (2) 原因又は理由

ア 本件は、平成29年度の常時資金に係る年度末処理にあ

たり、第4四半期についての常時資金残高報告書のみを作成し、常時資金精算書の作成を失念していたものです。

また、本件について平成30年8月30日及び31日の会計管理課による会計検査において指摘を受けたことから、書類の不備を是正するため当該精算書を事後作成し、その際会計管理課をはじめとする関係機関に十分に協議を行わないまま旧年度中の日付及び決裁ルートにより誤った処理を行ったものです。

イ 本件は、平成30年度の契約締結にあたり、契約方法を従来の総額契約から複数単価契約に変更した際、複数単価契約の場合は随意契約とすべきであるところ、事務担当者の知識不足及び組織的なチェックが不十分であったことから、前年度に引き続き一般競争入札によって契約先の選定を行ったものです。

また、複数単価契約の場合、予定価格は単価毎に記載すべきところ、委託業務総額のみ記載していた点についても、制度の理解が十分でなかったこと、組織的なチェックが不十分であったことに原因があると考えております。

### (3) 措置状況

ア 一連の経過の分かる書面に平成30年3月29日付けで作成した精算書を添え、平成30年度の決裁権者による決裁を行いました。今後は、所長、出納員以下総務担当者全体で常時資金の関係規定の周知徹底を図るとともに、今回のケースを出納員の引継書に記載して継続して周知し、再発防止に努めてまいります。

イ 契約自体は既に適法に成立しているため、今回については、再契約等を行っておりません。今後は相見積もりの上、随意契約によって選定することといたします。また、関連する諸規定について、担当者・総務担当者全体で改めて確認し、手続きに誤りがないよう徹底いたします。

なお、会計事務について、会計管理課職員を講師とした所内勉強会を開催し、特に誤りの多い点について職員に注意喚起を行いました。

## 2 安芸農業振興センター

### (1) 強く改善を求める事項

平成28年度地域ため第5241-803号西山2期地区地域ため池総合整備新畑2号池堤体工事の第2回変更設計書において、処分する木根等の運搬車両の台数を錯誤したため、請負工事費が過少となっていた。(支出事務)

### (2) 原因又は理由

産業廃棄物処理の数量につきましては、実績数量にて積算することとなっておりますが、請負業者から報告のあった

実績数量に対するマニフェストや写真での確認が不十分であったことから処分数量41トンを運搬車両41台と錯誤して積算したものです。

加えて、実績数量及び積算の精査においては、複数人でのチェックが十分でなかったことも要因です。

(3) 措置状況

まず、実績数量で積み上げる項目につきましては、マニフェストや写真の確認を抜かりなく行うこととしました。

また、数量の積み上げ根拠資料及び確認資料のコピーを精算書に添付し、複数人での確認を行うこととしました。

一方、請負業者に対しましても、積算時の単位の錯誤を防止するために、産業廃棄物処理数量一覧表の様式を示し、作成の際には、数量と台数を明記するようにしました。

以上の取組により、今回のような錯誤の防止に努めています。

3 中央東林業事務所

(1) 強く改善を求める事項

平成29年度に実施した複写サービスの入札において、契約担当者ではない者が予定価格調書を作成していた。(契約事務)

(2) 原因又は理由

今回の複写サービスの入札については、所長が予定価格調書を作成し、自ら決裁権者(所長)として決裁すべきであったが、入札担当者が出先機関長の専決(建設工事及び工事にかかる委託業務)にかかる案件と同様の取り扱いと勘違いし、作成者欄に「次長」と職名を記載したうえで次長に手渡し、次長はそれに気付かず誤って予定価格調書を作成し、所長もまた、それに気付かず決裁したものです。

(3) 措置状況

本事案のミスを防ぐことができなかつたのは、決裁権者を含め関係職員の会計事務に関する知識不足によるものであることから、所属職員全員に今回の指摘事項を周知し、本事案のみならず会計事務の適正処理を促しました。

また、今後このようなことがないように、高知県契約規則及び高知県会計事務処理要領等を再度熟読するとともに、職場での研修を行うなど、組織として入札・契約事務の知識を深めるよう努めます。さらに、チェックリストを活用し、再発防止と適正な事務処理を徹底します。

4 中央西土木事務所

(1) 強く改善を求める事項

前年度の指摘事項である平成29年度伊野合同庁舎保全警備委託業務契約書における仕様書の添付漏れ及び遅延利息の率の誤りを修正するに当たり、決裁文書を作成すること

なく平成29年6月16日付け変更契約書を差し替えていた。  
(契約事務)

(2) 原因又は理由

平成29年度定期監査の指摘事項に対する改善に当たり、契約書の修正に決裁が必要との認識が十分共有されていなかったことや、修正を担う責任者が不明確な状況となっていたこと、また、公印押印に当たっての管理体制が不十分であり、変更契約書の作成について、公印押印時における審査が行われていなかったことが原因です。

(3) 措置状況

指摘を受け、このことを繰り返さないよう、責任を持った事務処理やチェック体制の確立・強化のために、以下のとおり措置しました。

ア 会計管理課発行の「契約事務のポイント」に基づくチェック表を作成

適正な契約事務の執行に向け、清掃業務、警備業務、施設管理運営業務、維持修繕関係（請負契約）等について、「契約事務のポイント」に基づきチェック表を作成。

チェック表は、支出負担行為時、契約書の製本時、公印の押印時の各段階で確認を行うこととしました。

イ 公印押印の管理強化のため、公印の押印場所を総務課長の前の机に変更

ウ 指摘事項の周知と再発防止策について職員への説明会の開催

中央西土木事務所チーフ会、所内事務所の越知事務所での説明会を含め、合計4回説明会を開催し、以下のことについて説明・周知を行い再発防止を図りました。

(ア) 事務局監査で指摘を受けた不適切な事例を説明。

(イ) 適正な契約事務の執行のため「契約事務のポイント」に基づき作成したチェック表を説明、また、チェック表による確認を徹底することを説明。

(ウ) 公印を押印する文書は、決裁権者の決裁が必要なことを説明。

(エ) 文書の浄書、校合、公印押印など、文書(契約書)作成の実務とその重要性を説明。

以上により、全職員を対象に説明会を行いました。

エ 会計事務に関する所内研修会への参加

新年度を控えた契約事務の留意点や会計管理課からの通知等を踏まえた基礎知識の習得の場である会計専門員主催の会計事務研修会に関係職員等が参加しました。

今後は、会計事務研修への積極的な参加等を通じて、職員のスキルアップを図りながら、適正な事務の執行に努めます。

令和元年5月14日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

平成31年2月20日付け30高監報第14号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

機関名：高知南高等学校

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度空調サービス契約について、予定金額が100万円を超えていたにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 原因又は理由

当該契約は、空調サービスが提供できる事業者が限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約に該当すると判断したのですが、そのことをもって金額に競争性はなく価格が適正であることの精査は不要と誤認し、予定価格調書の作成をしていなかったものです。

(3) 措置状況

競争に適さない契約であっても、その見積価格が適正かつ妥当なものであるかの精査は必要であることの認識が欠けていたことが原因であることから、予定価格調書の重要性・必要性を職員一人ひとりが再認識し、「契約事務のポイント」を参考に事務処理手順を事務室内で周知徹底しました。

また、学校で行っている複数人でのチェックにおいて、一人ひとりが会計管理局作成のチェックシートによる確認を行うことで再発防止に努めます。

機関名：高知工業高等学校

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度の消防設備保守点検業務委託契約の請書に仕様書が添付されていなかった。

(2) 原因又は理由

落札業者から請書の提出があった時点で仕様書の確認を失念し、添付漏れに気付かずに受け取ってしまったことが原因です。

(3) 措置状況

今後は契約書・請書等の提出があった時点で、複数で内容を確認したうえで授受することとし再発防止に努めます。

機関名：高知西高等学校

(1) 強く改善を求める事項

ア 平成29年度及び平成30年度の教職員・児童生徒健康診断委託業務について、予定金額が100万円を超えていたにもかかわらず、施行伺を作成していなかった。

イ 平成30年度に作成した電話設備賃貸借契約書において、契約期間が16か月であったにもかかわらず、12か月分の金額を契約金額としていた。

(2) 原因又は理由

ア 教職員と生徒全員分をまとめて契約するため予定金額が100万円を超過するにもかかわらず、会計事務に関する知識不足により、施行伺の作成が不要であると誤認していたことが原因です。

イ 校内電話設備の増設・使用に係る契約において、契約書(案)の作成時に契約金額を誤って記載してしまったことが原因です。

(3) 措置状況

ア 誤った処理の原因は基本的な会計事務に関する知識不足によるものであるため、今回の案件を事務職員全員が共有するとともに、特に契約担当者は契約に係る事務処理を再確認するよう、勉強会の時間を取って全員で理解を深めました。また、専決権者の事務長は、最終決裁者として会計管理局作成のチェックシートを活用して確認するなど、再発防止に努めます。

イ 決裁においてチェックが十分に機能を果たすことができなかつたためにこのような不適切な事務処理となったことを踏まえ、今後は事務長をはじめとした複数の職員で契約書の文面を確実にチェックすることにより再発防止に努めます。

消防設備の維持管理

一部の所属において消防設備の点検結果で不良とされ、修繕等が必要とされたものへの対応に時間を要しているものが見られたことに関しては、当該報告を教育委員会事務局内で改めて共有し、早期に修繕等の対応を行うとともに、適正な消防設備の維持管理に努めます。